

## 亀山市規則第16号

### 亀山市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の住居手当に関する規則（平成17年亀山市規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年4月1日における届出の特例）

- 3 令和3年3月31日において亀山市職員給与条例の一部を改正する条例（令和元年亀山市条例第27号）附則第6項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）第30条第1項に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第3条第1項の規定により行われた届出（令和元年改正給与条例附則第6項の規定による住居手当に関する規則（令和2年亀山市規則第15号）第6条において準用する第3条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。